

# 川島町空家等対策計画



川島町マスコットキャラクター  
かわべえ & かわみん



令和4年（2022年）3月策定

令和7年（2025年）3月改定

川 島 町

## 目次

### 第1章 計画の概要

---

(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけと役割	2
(3) 計画期間	3

### 第2章 空き家の現状と課題

---

(1) 本町における空き家等の現状	4
(2) 空き家実態調査	9
(3) 空き家所有者等アンケート調査	11
(4) 空き家等に関する課題のまとめ	15

### 第3章 空き家対策に向けた基本的な考え方

---

(1) 対象地区・対象空き家等の種類	17
(2) 基本方針	18
(3) 各主体の役割と責務	19

### 第4章 空き家対策の推進

---

(1) 空き家対策の主な取組	20
----------------	----

### 第5章 空き家対策の実施体制

---

(1) 町民等からの相談への対応対策	22
(2) 対策を推進する相談窓口と連携体制	24
(3) 特定空家等に対する措置など審議する体制	25
(4) その他空き家等に関する対策実施に向けた取組等	26

### 参考資料

27

# 第1章 計画の概要

## (1) 計画策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化などを背景に、全国的に空き家が年々増加しています。また、長期間使用されず、適正な管理が行われていない空き家は、建物の倒壊や火災の危険性などの安全性の低下、犯罪の誘発、公衆衛生の悪化など、多岐にわたる問題を引き起こす原因となり、空き家が増加していくと、これらの問題が一層深刻化することが懸念されます。

国では、こうした状況を背景に、平成26年(2014年)11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)」を公布、平成27年(2015年)2月に施行されました(一部は同年5月に施行)。

空家法では、第一義的には空き家の所有者又は管理者に適正な管理責任があるとしながら、市町村は、空家等対策計画の策定やこれに基づく空き家に関する対策の実施等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるとされました。

本町では、埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部や埼玉県信用金庫等と協定を締結し、官民が連携して空き家問題に取り組む体制を構築するとともに、町独自の補助制度を設ける等、空き家対策の充実を図ってきました。

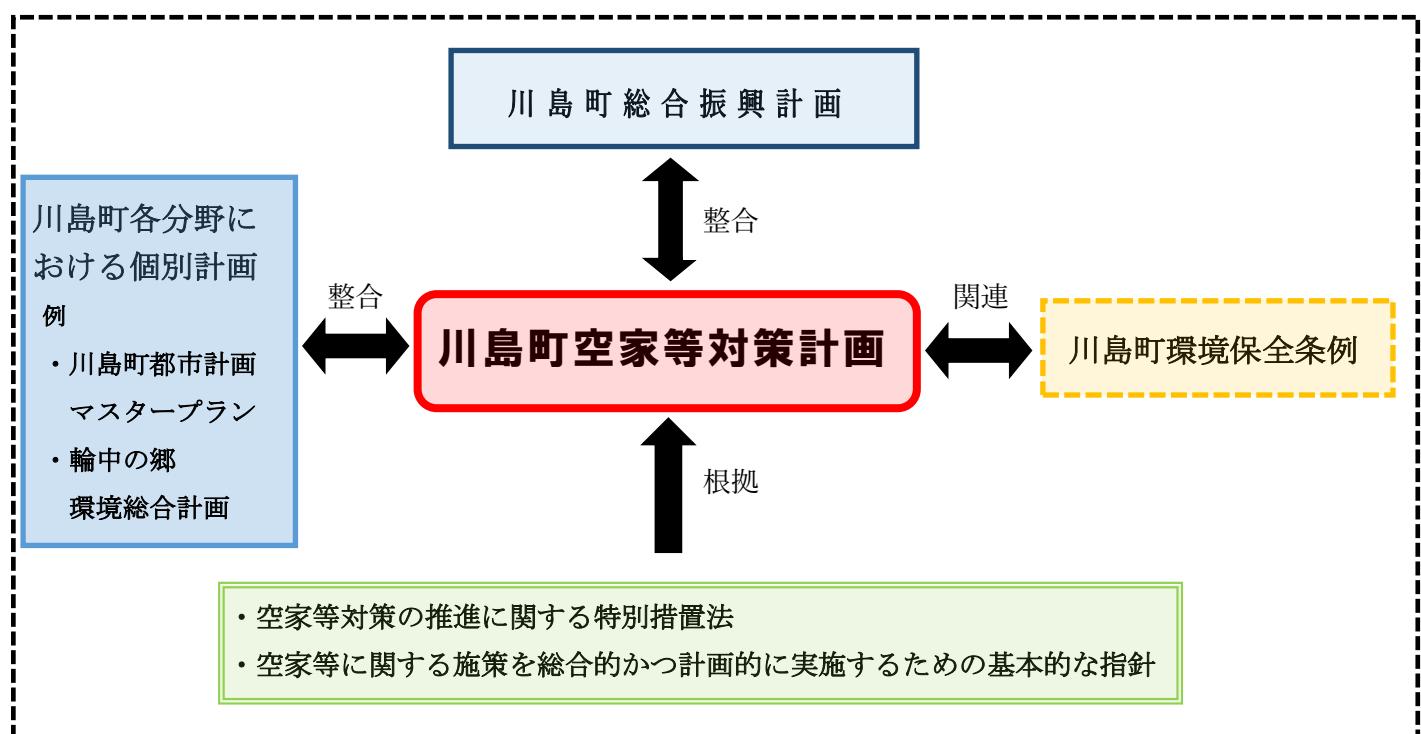
こうした状況を踏まえ、本町の空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「川島町空家等対策計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

■本計画での「空き家」は送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)に基づき、原則「空き家」と表記しますが、空家法に基づく計画名、協議会名等の一部の用語は、「空家等」と表記します。

## (2)計画の位置づけと役割

本計画は、空家法第7条に位置づけられる空家等に関する対策についての計画（空家等対策計画）であり、本町の上位計画である総合振興計画や各種個別計画との整合を図りつつ、現状や課題を踏まえ、今後の空家等に関する対策の方針や実施体制等を定めるものです。

なお、本計画は、今後の空家等に関する対策を総合的に推進するための計画として位置づけられます。



### (3)計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、総合振興計画や各種個別計画に合わせて見直しを実施します。

なお、国の施策の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じた見直しを行うものとします。

計画年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
川島町 総合振興計画					→		
前期基本計画期間						後期基本計画期間	
川島町 空家等対策計画		→					
当初計画						次期計画	

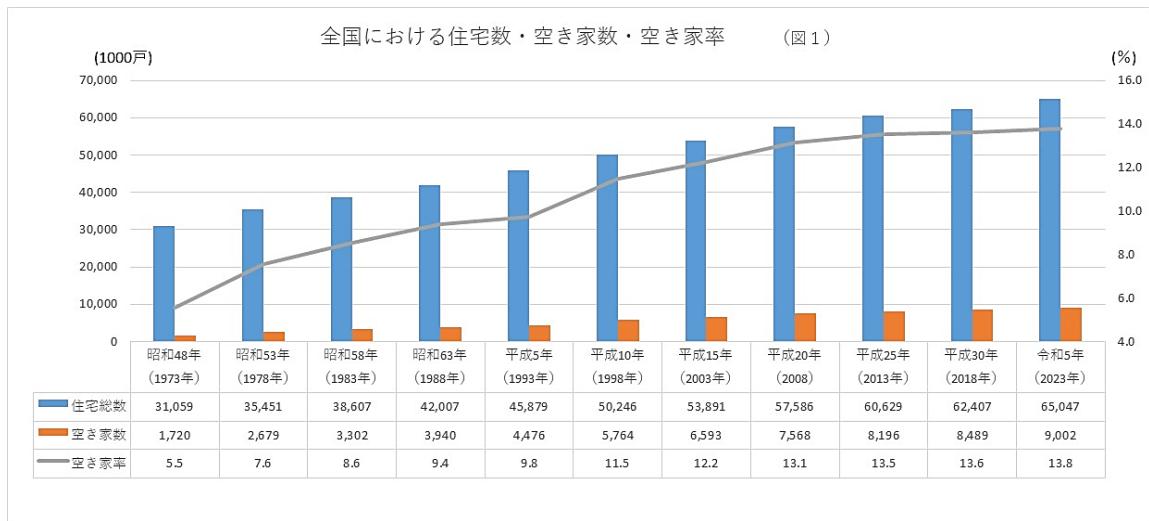
## 第2章 空き家の現状と課題

### (1) 本町における空き家等の現状

ここでは、総務省が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査等の結果を基に全国及び埼玉県の現状を紹介した上で、本町の空き家の現状を分析します。

#### ○全国の空き家の状況

住宅・土地統計調査では、令和5年に住宅総数65,047千戸、空き家率13.8%と過去最高を記録しています。昭和48年の調査から45年間で、総住宅数は2倍以上の伸びに対して、空き家数は5倍近く増加し、空き家の増加に伴い空き家率も年々上昇傾向にあります。

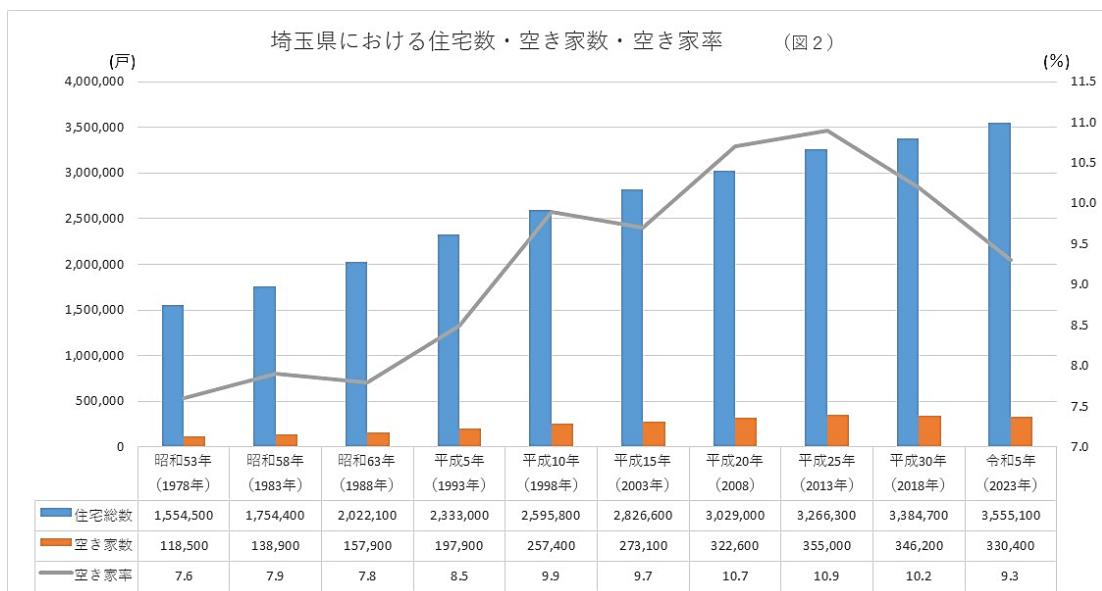


※総務省 住宅・土地統計調査 より

## ○埼玉県の空き家の状況

住宅・土地統計調査では、令和5年に住宅総数3,555,100戸と過去最大の数値を記録しているのに対して、空き家率は9.3%となっており、平成30年（10.2%）に比べ0.9ポイント低下しています。

昭和53年の調査から40年間で総住宅数の2倍の増加に対し、空き家数は3倍近く増加しています。



※総務省 住宅・土地統計調査 より

## ○川島町の空き家の状況

住宅・土地統計調査（推計値）では、令和5年に住宅総数が8,320戸、空き家率12.1%の結果となっています。平成10年から比較すると住宅総数は、1,700戸以上増加しています。空き家率は、平成10年から平成25年は5%から6%台で推移していましたが、平成30年には9.5%、令和5年には12.1%と急上昇しています。

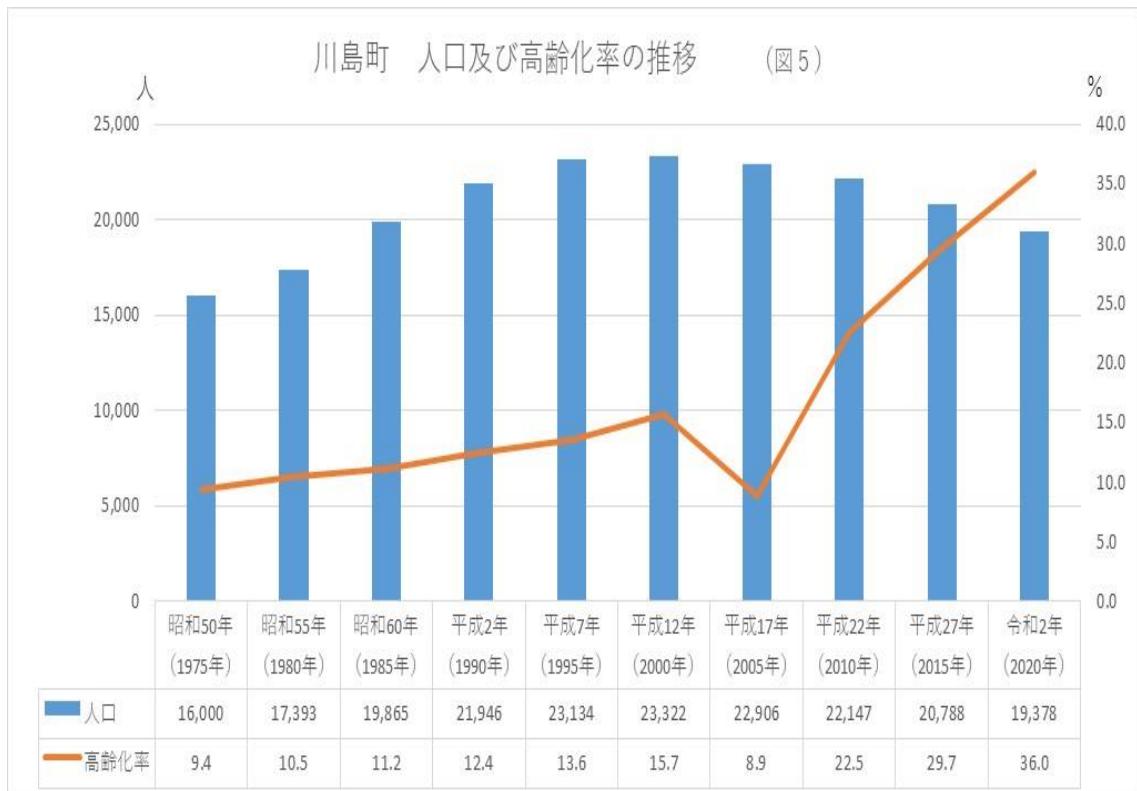


※総務省 住宅・土地統計調査 より

※住宅・土地統計調査における調査方法は、国勢調査の調査地区単位を基本に定め、その他区内の住宅を抽出し調査をし、当該市町村の人口に合致するよう一定の比率に乘じたものです。本調査は、抽出調査であり、調査結果の数値は推計値です。



※総務省 国勢調査 より



※総務省 国勢調査 より

※高齢化率 = 65 歳以上の人口/総人口 × 100

空き家となる原因は、個別事情により異なりますが、空き家が増加する背景には、人口減少や高齢化と密接な関係があることが指摘されています。

本町における人口は、平成 12 年の 23,322 人をピークに年々減少傾向にあり、令和 2 年は 19,378 人となっています。しかし、世帯数は年々増加傾向にあり、令和 2 年では、7,269 世帯となっています。平成 12 年の人口ピーク時の世帯数より 850 世帯増加していることから核家族化が進んでいると考えられます。(図 4)

また、高齢化率は、平成 12 年の人口ピーク時の 15.7% に対して、令和 2 年は、36.0% と 20.3 ポイント上昇しています。また、昭和 50 年から高齢化率は年々増加傾向にあり、令和 2 年では、川島町の人口の 3 人に 1 人以上が 65 歳を越えています。(図 5)

このような人口減少や核家族化、超高齢社会の進行が本町の空き家を増加させている要因と推測できます。

## (2)空き家実態調査

本町では、令和6年度に空き家の実態調査を実施しています。

〈調査概要〉

①調査対象

町内全域の建築物 8,060 件

②委託業者

株式会社ゼンリン大宮営業所

②調査方法

- 1 タブレットを用いて確認対象物件及び周辺を調査に記入
- 2 公道からの外観目視で調査票に記入
- 3 対象物件の近景・遠景を公道より撮影
- 4 調査票を基に不良度判定を実施

③調査項目

◆居住状況

人の確認、洗濯物、車両

◆外観

建物用途、階数、接道幅員、窓ガラス、門扉

塀、擁壁、ベランダ等

◆周辺環境

ごみ、害虫・動物、雑草・立木、周囲

④不良度判定

▶構造一般

基礎、外壁

▶構造の腐朽、破損

柱、基礎、外壁、屋根

▶防火又は避難関係

延焼のおそれ、屋根の素材

▶排水

雨樋

⑤調査時期

令和6年8月6日から12月2日

⑥調査結果

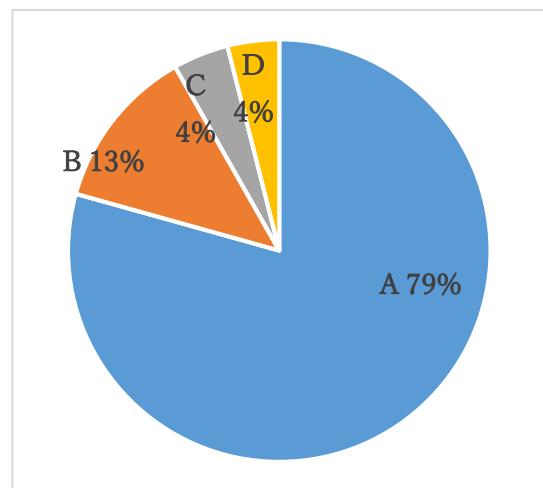
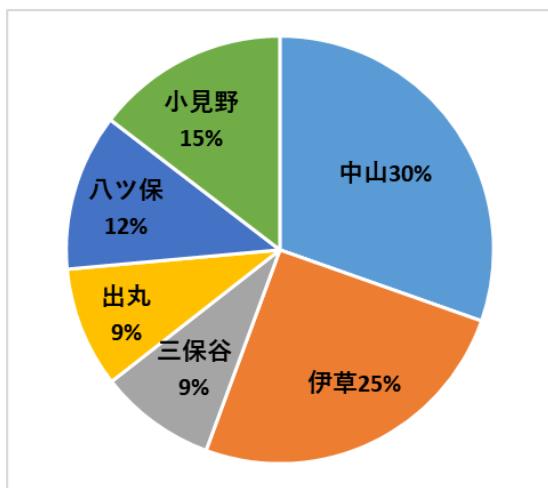
空き家件数 329 件

●現地調査結果

	居住実態なし	居住実態あり	空き地	調査不可	対象外	合計
町保有情報	115	25	12	3		155
ゼンリン情報	204	83	19	1	2	309
現地追加	10					10
合計	329	108	31	4	2	474

地域・不良度別空き家件数

	不良度A	不良度B	不良度C	不良度D	合計
中山	89	9	2		100
伊草	70	11	1	1	83
三保谷	17	6	3	3	29
出丸	23	2	3	2	30
八ツ保	34	4	1		39
小見野	28	9	4	7	48
合計	261	41	14	13	329



### (3)空き家所有者等アンケート調査

本町では、令和元年度に空き家所有者等にアンケート調査（以下「アンケート」という。）を実施しています。

#### 〈調査概要〉

##### ①調査対象

平成25年度に実施した空き家実態調査を基に水栓の開栓状況や町民による情報提供により空き家リストの更新を随時行い、令和元年度に空き家と思われる専用住宅124件（母屋の付属家のみが空き家の場合は対象外）を調査対象としました。

##### ②調査方法

アンケート調査票を送付し、住宅の利用方法、維持管理、今後の活用の意向を確認しました。

##### ③調査項目

###### (1)対象住宅について

- ・対象住宅の利用方法
- ・対象住宅が空き家となった年数、空き家となった理由

###### (2)対象住宅の維持管理について

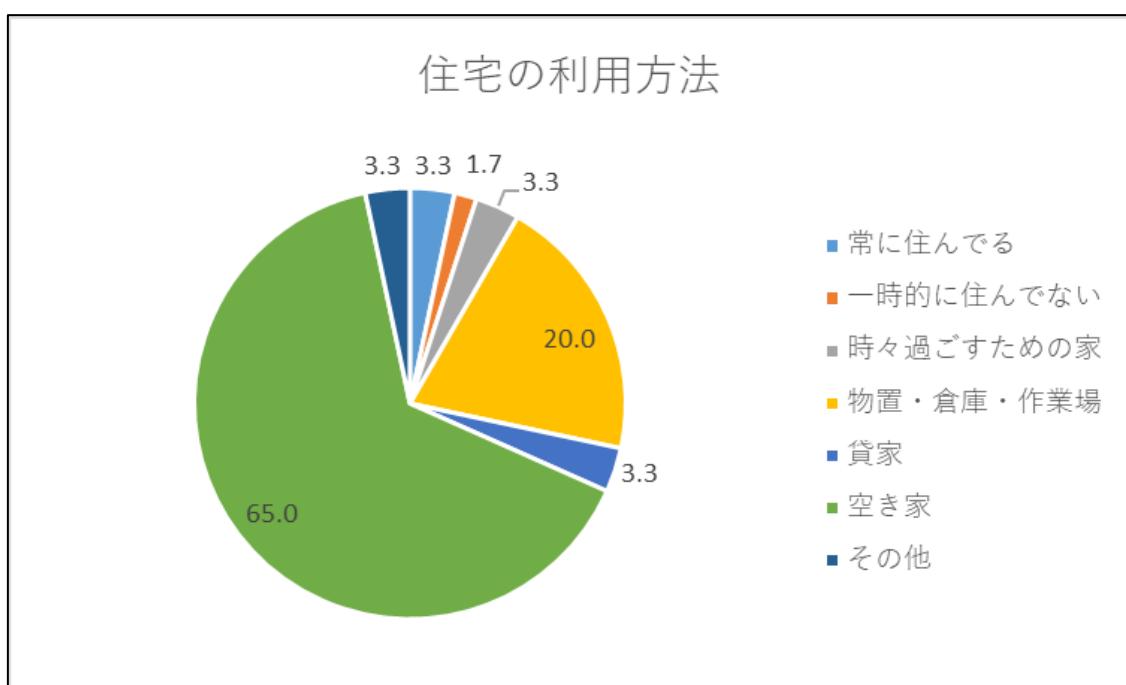
- ・対象住宅の維持管理頻度、管理方法

###### (3)対象住宅の今後の活用について

- ・対象住宅の今後の活用方法
- ・空き家バンクについて

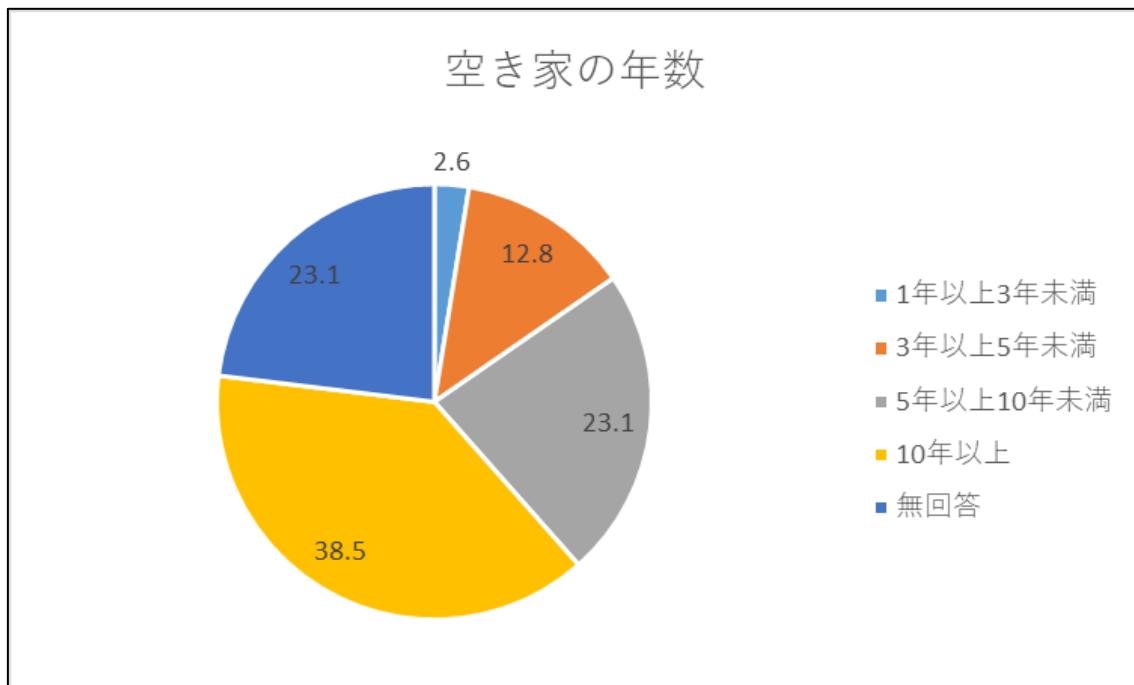
## 2. アンケート調査の結果

本調査は、124件に配布し60件の回答をいただきました。回答率は、48%です。

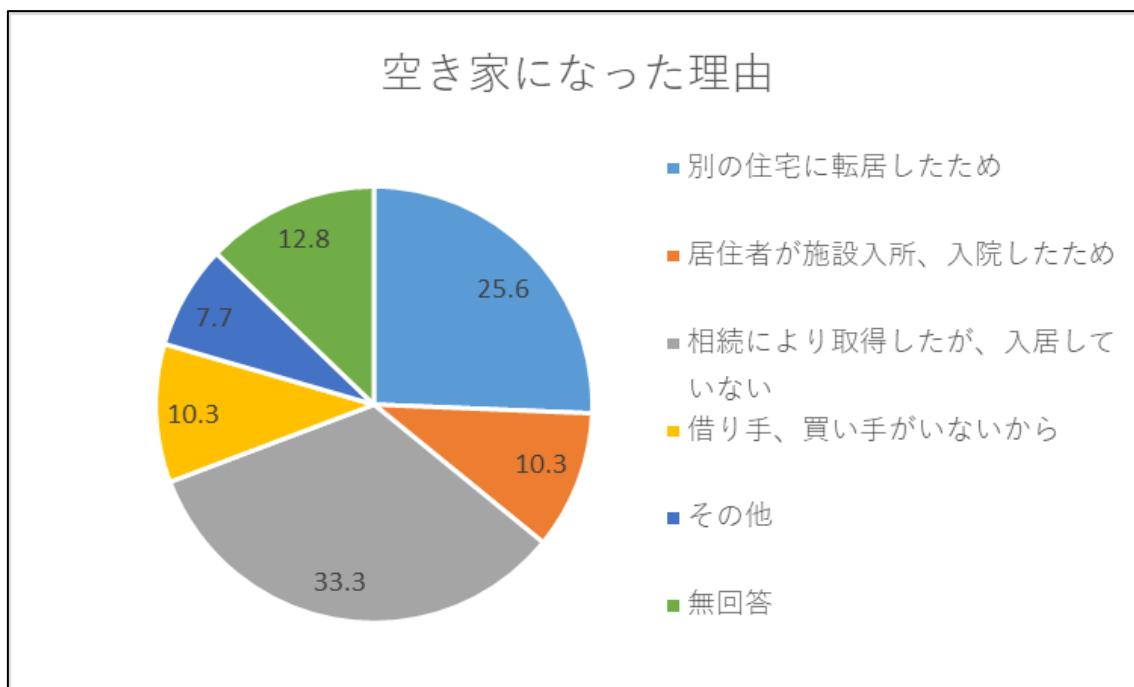


・対象住宅の利用方法は、空き家が65%と割合が最も多く、次に物置・倉庫・作業所とし

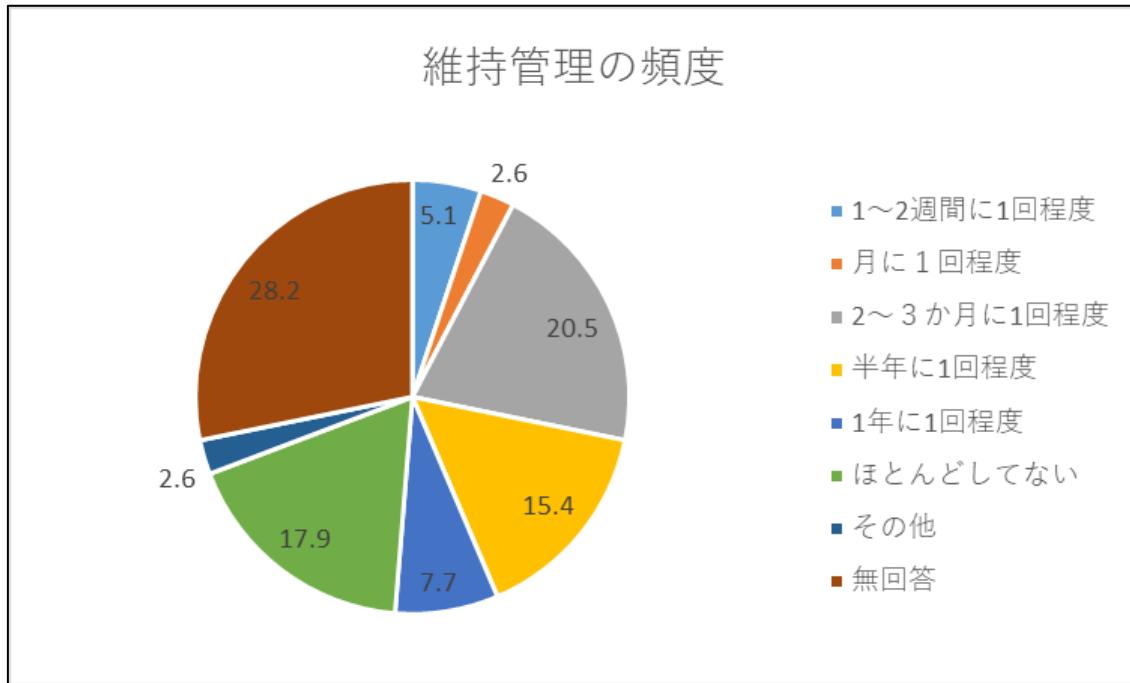
て利用している方が 20% となっています。



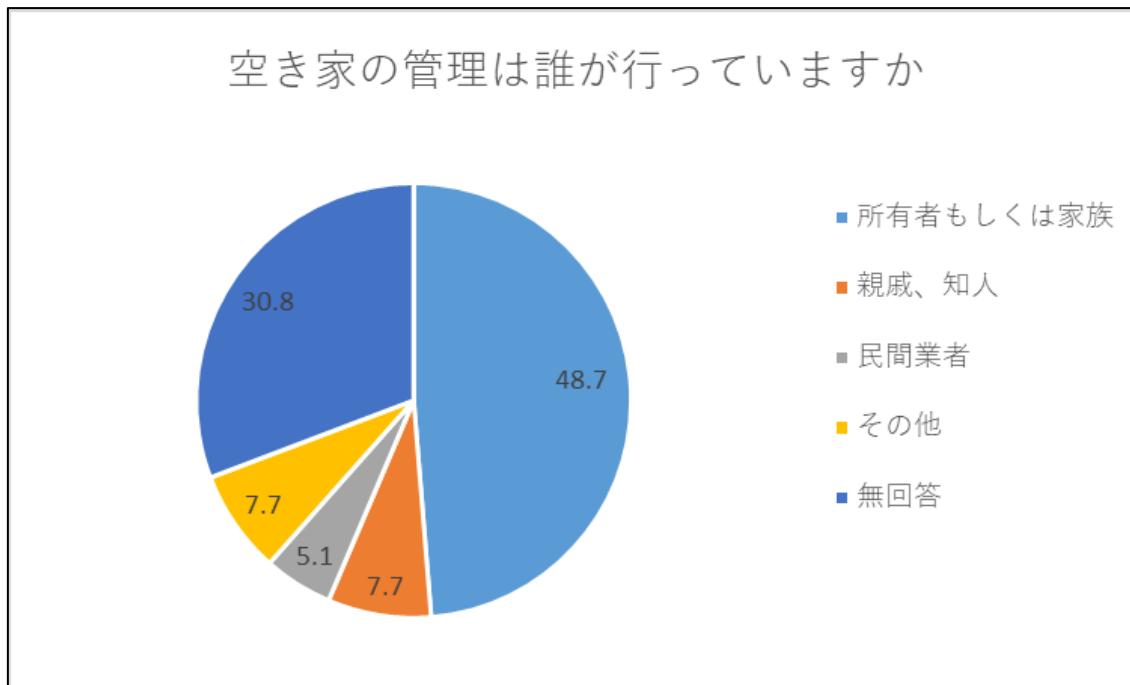
・空き家になってからの年数は、10 年以上が 38.5% と最も多く、次に 5 年以上 10 年未満が 23.1% となっています。



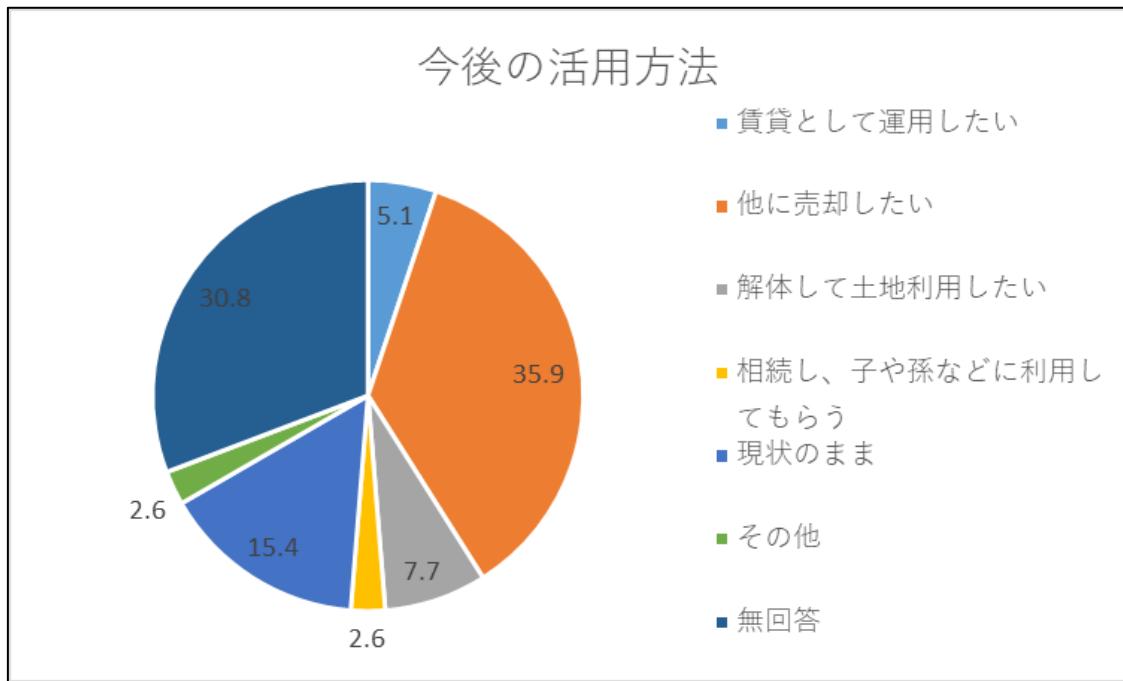
・空き家になった理由は、相続により取得したが 33.3% と最も多く、次に別の住宅に転居が 25.6% となっています。



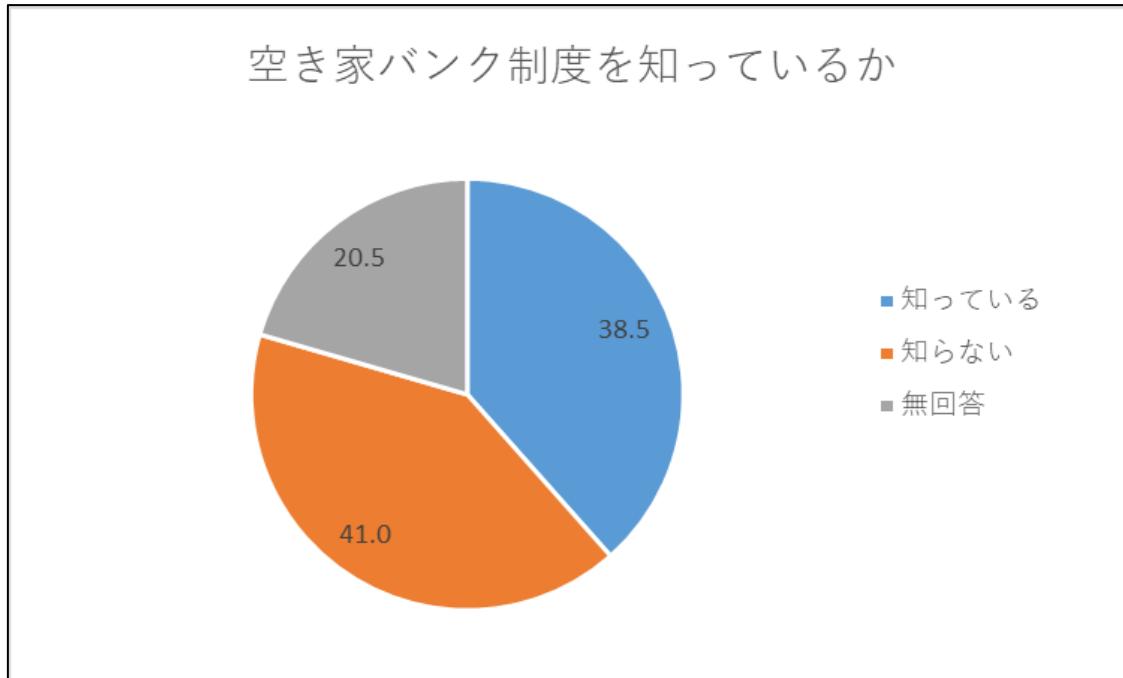
・維持管理の頻度は、2~3か月に1回程度が20.5%と最も多く、次にほとんどしていないが17.9%となっています。



空き家の管理は、所有者もしくは家族が48.7%と最も多い割合となっています。



・今後の活用方法は、他に売却したいが 35.9%と最も多くなっています。また、過半数以上の人人が今後何らかの活用を検討しています。



・空き家バンク制度の認知度は、38.5%の人が知っているに対し、41.0%の人が知らないとなっています。

#### (4)空き家等に関する課題のまとめ

本町における空き家の現状やアンケートなどから、見えてきた問題を以下の3つに分類し、課題をまとめると次のようにになります。

##### ①増え続ける空き家

- ・空き家になる理由としては、アンケートの結果では約3割が相続によるものです。先に示した、川島町の人口及び世帯数、高齢化率の推移の傾向からも、今後も人口減少や高齢化の進行が予測されるとともに、空き家の増加が懸念されます。そのため、空き家問題に對して有効な施策展開を図るためにも空き家の実態を把握するシステムを構築する必要があります。
- ・空き家に関する相談は、主に空き家の近隣住民から寄せられ、その相談の多くは、空き家の樹木や雑草の繁茂によるものです。アンケートより、空き家の管理をほとんどしていない方が2割近くいることから空き家の管理について所有者等の管理責任意識を醸成し、空き家の適正な管理を促す取り組みが必要です。
- ・空き家の除却が進まない要因の1つに固定資産税の住宅用地の特例等が考えられます。そのため、税制度の見直し等の検討が必要です。

##### ②流動しない空き家

- ・アンケートより、空き家所有者の5割を超える人が、空き家を利活用したいと考えている中、空き家バンク制度を知らない人が4割を超えており、空き家の利活用を促進するとともに活用方法の周知が必要です。
- ・アンケートより、空き家になってから10年以上経過しているケースが4割近くに及んでいます。空き家の期間が長期化するほど建物の老朽化が進みやすく、売却や賃貸などの利活用が困難になることから、早期の利活用を促すための仕組みの検討が必要となります。

##### ③危険な空き家への対応

- ・空き家の修繕や解体、維持管理に要するコストがかかることで、対応が難しかったり、解体後の利活用が困難であることから、空き家の期間が長期化する傾向にあり、管理不全となる空き家が発生しています。本来、私有財産の管理や処分は、所有者等の責任で行うべきですが、空き家の解消は、その後の利活用次第では、地域の活性化や新たな価値の創出につながることも考えられます。長期的な視点で公益性や公平性などを考慮しながら

ら、自己責任で管理・処分を誘導するような施策を検討する必要があります。

- ・近隣住民からの相談により、空き家の所有者等に対しては、適正管理を要請しており、それにより改善が図れた事例もあります。しかしながら、再三の要請に対しても改善がみられず、倒壊の危険や周辺への悪影響が顕著な空き家に対しては、空家法第14条に基づく行政措置を行うことも検討する必要があります。
- ・空家法第22条に基づく行政措置は、私有財産に対して公権力を行使することから、慎重な判断及び対応が必要です。「特定空家等及び管理不全空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）に基づき、法律や建築関係の専門家を交えて、特定空家等及び管理不全空家等の認定や措置に関する体制を整備していく必要があります。

## 第3章 空き家対策に向けた基本的な考え方

### (1) 対象地区・対象空き家等の種類

空き家問題の解決に向けて、対象とする地区、対象建築物等の範囲及び計画期間を示すとともに、対策に関する基本方針、対象建築物等を把握するため次のように定めます。

#### ○対象地区

本町の空き家等は、市街化区域・市街化調整区域の別に係らず町内全域に点在している状況です。

今後も、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家等の発生が増加することが考えられ、空き家等の発生の予防に重点的に取り組んでいく必要があるため、計画の対象地区は町内全域とします。

#### ○対象の建築物等の範囲

- ・空き家等 ※1
- ・特定空家等 ※2

以下の建築物等は除く

- ・国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建築物等
- ・建築物及び工作物が設置されていない土地（空き地、資材置場、廃棄物置場等）

#### ※用語の定義

##### ※1 空き家等

建築物（住宅以外の用途を含む）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態（基準となる期間は概ね 1 年間）であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。

##### ※2 特定空家等

空き家等のうち、以下のような管理不全状態にあると認められるもの

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

## **(2)基本方針**

本町では、人口減少や超高齢社会等の進行に伴い空き家の増加が予想され、今後、空き家等に関する問題が顕著化することが想定されます。そのため、空き家を減少させることを目標として、次の3つの基本方針を掲げ、空き家の発生段階に応じて空き家対策に向けた取組を進めます。

空き家の管理は、所有者等の責任で行うことを基本としつつ、町を中心に町民、関係団体、事業者など多様な主体が協働して空き家対策に取り組み、良好な住環境の形成や安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指します。

### **○基本方針1 「空き家の発生を抑制し、適切な管理を促進します。」**

今後も空き家の増加が予想されることから、新たな空き家の発生の抑制及び予防することに努めます。

空き家が発生した場合でも、地域住民の生活環境への悪影響を抑え、利活用に繋げるため、所有者等に対して空き家の適正な管理等を促す取組を実施します。

### **○基本方針2 「空き家の有効活用を促進します。」**

アンケートより、空き家の有効活用を希望する方が多く占めていることから、地域の活性化や定住促進を図るため、空き家の有効活用を促す取組を実施します。

### **○基本方針3 「著しく管理不全な空き家の解消に向けた取組を推進します。」**

地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家を改善し、特定空家等及び管理不全空家等にさせない取組が必要となります。

また、特定空家等及び管理不全空家等に対しては、空家法の関連法令に基づく措置を行うなど解消に向けた取組を実施します。

### (3)各主体の役割と責務

#### ①空き家の所有者等の責務

空家法第3条では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする」と規定されています。

住宅の所有者は、自らの住宅が空き家等にならないように日頃から予防に向けた対策を講ずるとともに、空き家等になった場合は、適正な管理や地域住民への情報提供、空き家等の利活用に向けた検討など、空き家問題の解消に向けた取組に努めることとします。

#### ②町の役割と責務

町は住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場であることから、空き家等の所有者等の第一義的な責任を前提にしながら、空き家実態調査等を引き続き実施するとともに周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等に対して、本計画に基づいた、必要な対策を講ずることとします。

また、空き家等の相談は、建物の老朽化による倒壊、防犯、防災、衛生や景観の悪化、解体・撤去、建物や土地の利活用、税金や支援制度に関するものなど多岐にわたります。まちづくりの観点を含めた空き家対策を検討するため、庁内関係部署との連携を強化し、所有者、地域住民、事業者等の取組を支援するなど、問題解決に向けた取組に努めることとします。

#### ③地域住民の役割

地域の良好な住環境を維持していくためには、活力ある地域コミュニティを形成するとともに、地域に悪影響を及ぼす空き家等が発生しないよう、住民間の良好な関係を築いていくことが大切です。

地域住民は、地域の実情をよく知ることが空き家対策の第一歩であることを認識して、見守り活動等による情報把握や、住民同士が日頃から情報交換できるような地域コミュニティの形成に努めるとともに、空き家等が発生した場合には、町や空き家所有者等と連携し、空き家の適正管理や利活用の促進への協力に努めることとします。

#### ④事業者等の役割

空き家対策を進めるに当たっては、住宅の管理だけでなく、不動産流通や地域環境、法規制、地域コミュニティ等の様々な課題を整理し、専門的かつ幅広い分野の知識や技術、経験を活かして対応していくことが重要です。

空き家対策に関する事業者、金融機関等は、町や空き家等の所有者等が実施する対策事業に対し、専門的な情報提供や技術的な支援を行うなど、積極的な協力体制の構築に努めることとします。

## 第4章 空き家対策の推進

### (1) 空き家対策の主な取組

本町の空き家を取り巻く現状や課題を踏まえ、空き家を減少させることを目標として、第3章で掲げた基本方針に基づく対策を進めるため、今後の取組について以下のように整理します。

#### **基本方針1 「空き家の発生を抑制し、適切な管理を促進します。」**

##### 主な取組

###### ① 空き家に関する情報発信や意識啓発活動

空き家化の予防や発生抑制、空き家問題等に関する情報の周知や意識啓発を行うため、広報紙やホームページに記載することで新たな空き家等の発生を予防、抑制します。また、町民の空き家に関する意識啓発活動を行います。

###### ② 空き家データベースのシステム構築

空き家が発生した場合においても有効に施策展開できるように地元団体等と協力し空き家の実態把握に努めます。また、実態把握と合わせて空き家データベースのシステム構築を図ります。

###### ③ 適正な管理を促す通知

管理が行き届いていない空き家の所有者等に対して、適正な管理を促す通知を送付します。あわせて、公益社団法人川島町シルバー人材センターとの空き家管理に関する協定等内容の説明をします。

###### ④ 税制度の見直し

固定資産税等の税制度の見直しを検討します。

#### **基本方針2 「空き家の有効活用を促進します。」**

##### 主な取組

###### ① 有効活用を促す周知

固定資産税の納税通知書を活用し、空き家対策に関するチラシ等を送付し、町内の住宅所有者等への意識啓発を行います。また、必要に応じてSNSやマスコミ等を活用した周知をします。

###### ② 空き家バンクの活用

空き家所有者等に空き家バンクへの登録を促すとともに、魅力ある空き家バンクの整備を行います。

###### ③ 利活用に向けた支援策の検討

空き家の利活用を進めるため、新たな施策等を検討します。また、民間活力の利用を検討します。

④マイホーム借上げ制度等の紹介

国や県と連携して、中古住宅市場の活性化や移住・住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度などの活用を推進します。

**基本方針3 「著しく管理不全な空き家の解消に向けた取組を推進します。」**

主な取組

①空き家解体に係る助成制度の活用

空き家解体に対する費用を一部助成することで、管理不全な空き家の解消に努めます。

②特定空家等及び管理不全空家等の認定

特定空家等及び管理不全空家等の認定を行うために、川島町空家等対策協議会を設置し、特定空家等及び管理不全空家等に関するマニュアルの作成を検討します。

③行政代執行等の実施

空家法第14条第3項に基づき命令を受けた者がその措置を履行しない場合など、行政代執行法の定めに従う行政代執行を検討します。

また、調査によっても所有者等やその所在が不明な場合などは、略式代執行を検討します。

なお、行政代執行等に当たっては、必要性や緊急性等の諸条件を総合的に勘案し、国の補助制度などの活用が図れるかを含めて、その実施は慎重に判断します。また、判断は川島町空家等対策協議会で協議の上、判断するものとします。

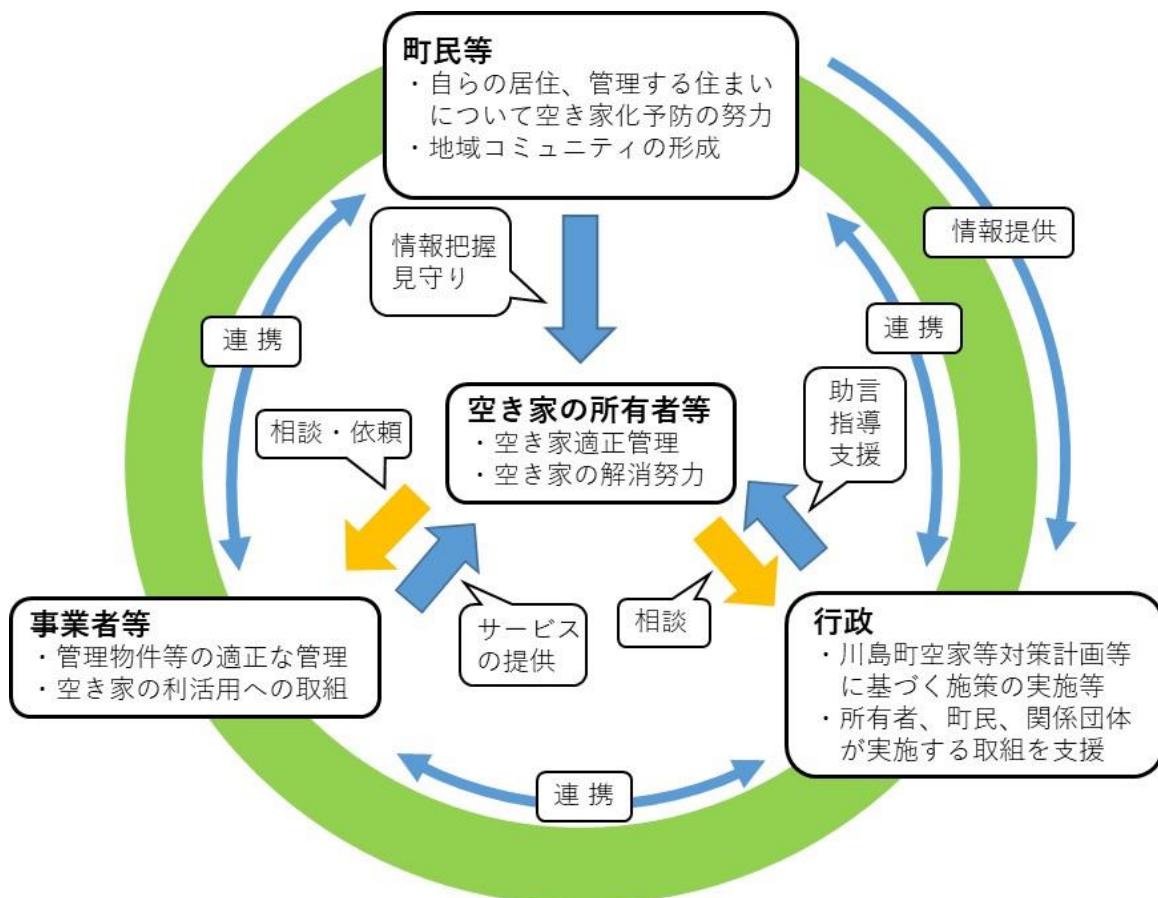
## 第5章 空き家対策の実施体制

### (1) 町民等からの相談への対応対策

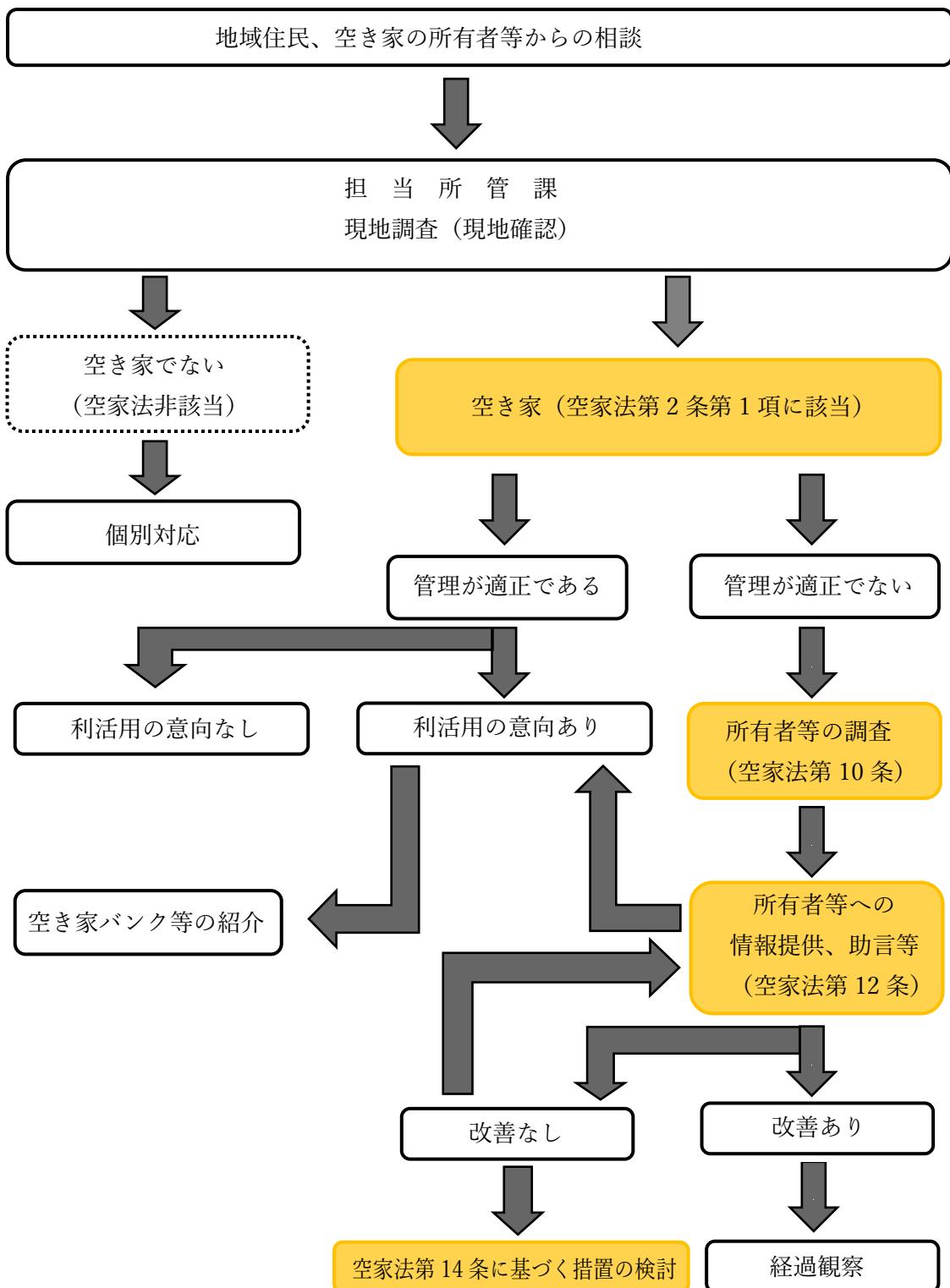
空き家等になる要因は、所有者等の状況によって多様であり、所有者や管理者という個人だけでは解決できない課題を多く抱えています。

このため、空き家等を所有者や管理者だけの問題として捉えるのではなく、地域のまちづくり上の課題として捉え、町民、建築や不動産に関わる関係団体、行政の連携のもとで総合的な対策に取り組みます。

関係者の協同による町民等からの相談への対応イメージ



## 空き家の相談対応フロー



## (2)対策を推進する相談窓口と連携体制

今後、空き家等の増加に伴って、町民から情報提供や問い合わせ、相談等の増加が予想されます。

住民等からの相談への対応は、効率的な行政運営や町民福祉の向上の視点から、相談窓口の一本化を図るとともに、関係課間での情報の共有や一元管理を進め、総合的かつ計画的な対策の検討、実践に取り組みます。

### ○空き家対策の推進に向けた町内関係課の役割分担

所管課等	分担内容
まち整備課	<ul style="list-style-type: none"><li>・川島町空家等対策計画の策定</li><li>・川島町空家等対策協議会の運営</li><li>・空き家等実態調査等の実施</li><li>・広報誌やホームページ等を活用した空き家の予防や発生抑制に向けた情報発信や町民等の意識啓発の取組</li><li>・空き家等のデータベースの整備、町民等からの総合相談窓口の対応</li><li>・雑草類の繁茂及び衛生上有害となるおそれのある状態の空き家等の所有者に対し、適正な管理を促す取組</li><li>・空き家の利活用に向けた支援策の取組</li><li>・マイホーム借上げ制度の紹介</li><li>・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の解消に向けた取組</li><li>・特定空家等及び管理不全空家等についての取組</li></ul>
総務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家等の防災及び防犯に関する取組</li></ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家の所有者の把握に関して、固定資産税の課税情報等の情報提供</li><li>・固定資産税納税通知書を活用した周知の取組</li><li>・固定資産税等の税制度の見直しを検討</li></ul>
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家の所有者の把握に関して、水道利用状況等の情報提供</li></ul>
政策推進課	<ul style="list-style-type: none"><li>・各課で展開する施策を把握し、空き家問題解決に向けた横断的取組の支援</li></ul>
町民生活課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家等の適正管理に関する条例の所管</li></ul>
農政産業課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家の所有者の把握に関して、農地の所有情報等の情報提供</li></ul>
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"><li>・多子世帯の中古住宅取得支援の取組</li></ul>
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家に関する学習講座検討の取組</li></ul>
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会及び民生委員児童委員との連携</li></ul>

### (3)特定空家等に対する措置など審議する体制

#### ○基本的な考え方

特定空家等及び管理不全空家等の認定にあたっては、所有者等の権利を制限する側面もあることから、必要に応じて学識者を任命した協議会を設置し、公正な審議及び判断を行います。

#### ○具体的な体制

##### ①組織名称

特定空家等及び管理不全空家等に対する措置などを審議する組織として、必要に応じて川島町空家等対策協議会等を設置します。

##### ②審議事項

- ・特定空家及び管理不全空家等の認定
- ・特定空家等及び管理不全空家等に対する措置
- ・その他、特定空家等及び管理不全空家等に対する措置に関する必要な事項

##### ③委員構成

特定空家等及び管理不全空家等の認定にあたっては、建築や不動産をはじめとした多岐の分野に関わるため、必要に応じて各分野の専門家が参画した委員構成を基本とします。

#### 委員構成

- ・各分野の専門家（法務、不動産、建築等）
- ・学識者等

#### **(4)その他空き家等に関する対策実施に向けた取組等**

##### ○基本的な考え方

空き家等対策計画は、空き家等がもたらす諸問題と、その対応について広く住民の意識を反映しながら策定することが重要であるため、定期的にその内容の見直しを行い、適宜、必要な変更を行うように努めるものとします。

##### ○具体的な取組

###### 対策の効果を持続させるために計画内容の改定

計画期間や「住宅・土地統計調査」のデータの公表時期等の整合を図るとともに、必要に応じてその都度実施する町内実態調査等の結果を踏まえて、計画期間（5年間）を迎えるごとに、それまでの取組に対する評価や検証を行い、次のステップとしての計画期間や具体的な対策について必要に応じて見直しを検討し、計画内容の改定を行います。

計画の改定にあたっては、川島町空き家等対策協議会で審議等を行います。

## 関係法令等

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法
- ・空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
- ・特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針
- ・川島町環境保全条例